平成２８年（フ）第２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目27番10号ザ・ウエスト忠岡東ハイツ102
債務者　泰中　佳代（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８号
大阪府泉佐野市松原２丁目５番33号やすらぎ荘118、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目３番10―111号
債務者　岡本　光明
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０８７号
札幌市西区発寒２条２丁目４番15号
債務者　仲川かず子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１３２号
札幌市豊平区豊平４条３丁目１番13―301号
債務者　鏡　　真実
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１４７号
北海道江別市上江別419番地の18　サーム高砂弐番舘　405号室
債務者　白峰　美香
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２００号
札幌市東区伏古６条４丁目１番７号　ダイマルハイツ203号
債務者　鈴木　照美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
札幌市東区中沼西１条１丁目13番11―303号
債務者　森崎　真勝
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８号
札幌市白石区東札幌３条２丁目１番５―1101号
債務者　安井　静代
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
北海道留萌市住之江町１丁目７番地　住之江マンション
債務者　大矢根敏郎
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第３６０号
盛岡市東安庭３丁目13番６号　リョウハイム104号
債務者　髙橋　研二
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３６４号
盛岡市北松園３丁目３番10号
債務者　佐藤利恵子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３４２号
静岡県熱海市泉43番地の29
債務者　蜂谷　照雄
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
静岡県熱海市泉43番地の29
債務者　蜂谷千惠美（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
静岡県伊豆市修善寺1184番地の２　シュゼルディラ203
債務者　大路　京子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３７５号
静岡県沼津市庄栄町10番50号　ダイアパレス沼津203号、前住所静岡県沼津市大岡1976番地の13　アーバンシティ自由ヶ丘502号
債務者　高橋祐喜子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７０５号
大阪府松原市天美北５丁目９番７号
債務者　渡邊加世子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０５４号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番305―406号、前住所大阪府富田林市須賀１丁目９番20号
債務者　中尾　範雄
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係